

油ヶ淵マスコットキャラクター使用承認取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、油ヶ淵マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは、「油ヶ淵マスコットキャラクターデザイン使用マニュアル（以下「マニュアル」という。）」に定める「あぶちゃん」、「河川フチロー」のことをいう。

(権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、愛知県に帰属する。

(キャラクターの使用)

第4条 何人も、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内においてキャラクターを使用することができる。

2 前項に定めるものの他、キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に「油ヶ淵マスコットキャラクター使用承認申請書」（第1号様式）に必要書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、デザインを変更することなく使用する場合は、知事の承認を得ずに使用することができるが、使用後に「油ヶ淵マスコットキャラクター使用状況報告書」（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合。
- (3) 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合。
- (4) その他、知事が別に定める場合。

(使用承認基準)

第5条 知事は、キャラクターの使用承認申請書の提出があったときには、その内容を次の審査基準により審査する。

- (1) 油ヶ淵における水質改善を推進し、またはその機運の向上を図る活動であること。
 - (2) 水環境保全の普及・啓発を促進する活動であること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターの使用を承認しない。
- (1) 使用目的が前号のいずれにも該当しない場合。
 - (2) 使用目的が明らかでない場合。
 - (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合。
 - (4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合。

- (5) 営利目的で使用する場合。
- (6) キャラクターのデザインを改変して使用する場合。
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
- (8) その他、知事がキャラクターの使用について不適切と認める場合。

(使用承認通知)

第6条 知事は、キャラクターの使用を承認する場合は「油ヶ淵マスコットキャラクター使用承認書」(第3号様式)を申請者に交付する。

2 知事は、使用を承認する場合に条件を付すことができる。

(遵守事項)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 使用マニュアルに定めるとおり、色、形状、形式等の規格に沿って使用すること。
- (3) 前条第2項の条件が付された場合、それに従って使用すること。

(使用承認期間)

第8条 キャラクターの使用承認期間は、承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新は妨げない。

(使用料)

第9条 キャラクターの使用料は、無償とする。

(申請内容の変更)

第10条 キャラクターの使用承認を受けた者が、申請内容を変更しようとする場合は、あらかじめ「油ヶ淵マスコットキャラクター使用変更承認申請書」(第4号様式)を知事に提出し、承認を受けるものとする。

(使用承認の取消等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取消し、申請者に対して使用物件の回収を求める等の措置をとることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けた場合
- (2) 使用承認条件に違反して使用した場合
- (3) その他、知事が必要と認める場合

2 前項の規定による使用承認の取消しにより生じた回収費用等のいかなる損害についても、県は補償しない。

(使用報告)

第12条 キャラクターの使用承認を受けた者は、使用後に「油ヶ淵マスコットキャラクター使用報告書」(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月16日から施行する。